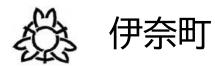
伊奈町パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度

ガイドブック



目次

1	伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	
	の目的	1
2	宣誓することができる方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	宣誓から証明書交付までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	宣誓に必要なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	宣誓証明書の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	こんなときは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	O&A	7

1 伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の目的

伊奈町は「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、お互いの人権を尊重しながら共生し、多様性が受け入れられる社会を築いていくため、様々な人権課題の解決に向けた取組を進めています。

こうした理念のもと、自分と他人の違いを個性として認め合い、お互いの人権を尊重 しながら共生する社会を築いていく取組の一つとして令和3(2021)年3月に「パート ナーシップ宣誓制度」を導入し、令和6(2024)年4月にファミリーシップへ拡充しまし た。

伊奈町におけるパートナーシップの定義は、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により共同生活を行うことを約束した二人の関係とし、ファミリーシップは、パートナーシップ宣誓の方およびその子または親を含めた家族として協力し合う関係としています。

性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづら さを抱えているパートナーシップの関係の方について、町が認証することにより、その 関係性を尊重し、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

2 宣誓することができる方

【パートナーシップの宣誓】

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・成年に達していること
- ・伊奈町民であること ※転入予定の方を含む
- ・結婚していないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと
- ・宣誓者同士が近親者でないこと(養子縁組によって近親者になった場合を除く)

【ファミリーシップの宣誓】

・パートナーシップ宣誓の方とその子または親(養子・養親等を含む)

※パートナーシップ

ここでいうパートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により共同生活を行うことを約束した二者の関係です。

(伊奈町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 第2条第1号)

※ファミリーシップ

ここでいうファミリーシップとは、パートナーシップ宣誓の方とその子または親が、家族として協力し合う関係です。

(伊奈町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 第2条第2号)

3 宣誓から証明書交付までの流れ

①事前予約

電話又はメールで予約をしてください。(プライバシーに配慮し個室で対応しますので、日程を調整させていただきます。)

宣誓の日時・必要書類などを調整、確認します。

【予約・問合せ先】伊奈町 人権推進課

電話:048-721-2111(内2241)

メール:<u>b1015-03@town.saitama-ina.lg.jp</u>

②パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

予約した日時に、パートナーのお二人そろってお越しください。ファミリーシップ の宣誓は、パートナーシップと同時に宣誓できます。

※共通事項

必要書類をお持ちください。

宣誓の受付は役場開庁日の午前9時~午後5時です。

③内容確認

宣誓書類について、宣誓書の対象となる要件を備えているかを確認します。

④伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(以下、「宣誓証明書」という。)の交付

要件を満たしている場合、宣誓証明書を交付します。

4 宣誓に必要なもの

- (1)パートナーシップの宣誓
 - (1)パートナーシップ宣誓書(第1号様式)
 - ・伊奈町人権推進課窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。
 - ②双方の住民票または住民票記載事項証明書
 - ・発行から3か月以内
 - ·本籍地記載不要
 - ・同一世帯の場合は、2 人分の情報が記載された住民票1通で可
 - ※町内に住民票があり、職員が確認することに同意をいただける場合は、住民票の提出が不要になります。
 - ・転入予定の方は、転出証明書や賃貸借契約書など予定住所がわかるもの ※転入手続き後、速やかにご連絡ください。
 - ③独身であることを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書など)
 - ・発行日から3か月以内のもの
 - ※外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出
 - 4本人確認書類
 - ・次のいずれかを提示してください。

マイナンバーカード、旅券(パスポート)、運転免許証など官公署が発行した写真付きの身分証明書

※以下のものは2点の提示が必要です

健康保険者証、年金手帳など、本人確認できる証明書等

- ⑤通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)
 - ・通称名で届いた郵便物や社員証など
- ※伊奈町とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した 自治体から転入し、引き続きパートナーシップを継続するときは、上記のうち、提 出を省略される書類がありますので、事前にお問い合わせください。

(2)ファミリーシップの宣誓

・パートナーシップを宣誓する方と親子関係がわかる戸籍謄本等 ※パートナーシップの宣誓に係る書類と併用することができます。

5 宣誓証明書の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、不備等がなければ「伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」を宣誓者に交付します。

(表面)

(自由配入) 私は、医療機関に対し、私の意志の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。 (許可しない項目があれば、×を付けてください) 【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】 【緊急連絡先 【特記欄 (自筆署名) (署名年月日)

(裏面)

伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書	伊奈町は、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指しています。宣誓されたパートナーシップ・ファミリーシップを尊重することにより、いきいきと輝き活躍されることを期待するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いします。
伊奈町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓がなされたことを証します。	※通称使用の場合戸籍上の氏名
様 様 第 号 年 月 日 伊奈町長	様 様 ファミリーシップの宣誓 氏名 年月日生() 氏名 年月日生() 氏名 年月日生() 氏名 年月日生() 【特記事項】

6 こんなときは

(1)宣誓証明書を紛失・き損した場合

宣誓証明書を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書」(第 3 号様式)をご提出ください。

(2)届出事項に変更が生じた場合

宣誓内容に変更が生じた場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変 更届」(第 4 号様式)に変更内容が確認できる書類(住民票、通称を使用していることが確認できる書類など)を添えて提出してください。

※町内に住民票があり、職員が確認することに同意をいただける場合は、住民票の提出が不要に なります。

変更届出書には宣誓証明書を提示してください。変更後の証明書を差し替えてお渡しいたします。

(3)宣誓証明書の返還が必要な場合

次の場合には「伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届」 (第5号様式)に宣誓証明書を添付して提出してください

- ①パートナーシップを解消したとき
- ②パートナーが亡くなったとき
- ③町外へ転出するとき(自治体間連携の協定自治体を除く)
- ④その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

(4)町外へ転出入する場合

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した市町村間へ転出入する時は、転出先で宣誓継続申告することで、手続きが簡略されますので、お手続きの前にお問い合わせください。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は自治体によって宣誓の対象が異なりますので、ご相談ください。

7 Q&A

Q1 なぜ伊奈町でパートナーシップ宣誓制度を導入しているのですか?

A 伊奈町は、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指しています。性的指向や性自認にかかわらず、誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるため導入しています。日常生活における生きづらさが少しでも軽減され、パートナーシップを尊重する意識が社会的に広がることを期待しています。

Q2 宣誓は同性のパートナーしかできないのですか?

A 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができますので、同性パートナーに限定した制度ではありません。また、性的マイノリティの方に限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q3 宣誓に費用はかかりますか?

A 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類 の交付手数料などは自己負担となります。

Q4 郵便やメールでも宣誓書を提出できますか?

A お二人でお越しいただき、意思確認をしたうえで宣誓書に記入していただきます。 困難な場合はご相談ください。

Q5 代理人でも宣誓できますか?

A 代理人での宣誓はできません。困難な場合はご相談ください。

Q6 宣誓書の記入では代筆は認められますか?

A 文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば代書も可能です。

Q7 なぜ住民票や独身証明書などが必要なのですか?

A パートナーシップ宣誓制度の要件に該当するかどうかを確認し、成りすまし等の 悪用を防ぐためです。

※町内に住民票があり、職員が確認することに同意をいただける場合は、住民票の提出が不要になります。

Q8 パートナーシップ宣誓制度と結婚とは何が違うのですか?

A 町のパートナーシップ宣誓制度は、町の「要綱」に基づいて行われるもので、法的 効力はありません。結婚は法律に基づき行われるもので、相続などの財産上の権利 や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が生じます。

Q9 パートナーと法的な関係を築く方法はありますか?

A 婚姻に類似する関係を構築する方法として、公正証書によりパートナーシップ契 約を結ぶ方法などがあります。手続きに関しては、お二人の個別の事情を考慮して 進める必要があります。詳しくは公証役場へお問い合わせください。

Q10 ファミリーシップの年齢制限はありますか?

A 年齢制限はありません。

Q11 親もファミリーシップの対象になれますか?

A 戸籍等で親子関係が確認できれば、お子さんも親御さんもファミリーシップを宣誓できます。親御さんが町外にお住まいでも、皆さんが家族として協力し合う関係の対象になります。

Q12 同一世帯でないと宣誓はできませんか?

A 同一世帯かどうか、同居・別居に限らず、親子関係が確認できれば、ファミリーシップの宣誓ができます。宣誓後、申出があれば、ファミリーシップの解除もできます。



伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック

2024年4月発行

【問い合わせ先】

伊奈町人権推進課

電話 048-721-2111 (内線2241)

住所 〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央 4 丁目 355 番地